

平成22年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社シーティーエス  
代表者名 代表取締役社長 横島 泰蔵  
(JASDAQ・コード4345)  
問合せ先 管 理 部 長 佐藤真一  
(TEL. 0268-26-3700)

## 定款一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、平成22年6月18日開催予定の第20回定時株主総会に「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 定款一部変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会および会計監査人を設置する旨の規定を新設するとともに、当該変更による条数の変更、所要の文言の整備を行うものであります。

##### (2) 定款一部変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月18日

定款変更の効力発生日 平成22年6月18日

#### 2. 会計監査人選任の件

##### (1) 会計監査人選任の理由

会計監査人の選任につきましては、上記1.「定款一部変更の件」に伴い会計監査人を設置することとなりますので、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を行っております「有限責任監査法人トーマツ」を会計監査人として選任することが、会計監査の効率化を維持する観点から適切と考え、同監査法人を選任する予定であります。

なお、本議案は、上記1.「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

## (2) 会計監査人候補者の略歴等

名称	有限責任監査法人トーマツ
事務所	主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル その他の事務所 (国内) 長野、札幌、仙台、名古屋、大阪ほか (国外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣約40都市
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ<DTT>) へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社 (平成21年9月末日現在)	3,809社
資本金 (平成22年3月末日現在)	649百万円
構成人員 (平成22年3月末日現在)	社員 636名 公認会計士 1,849名 公認会計士試験合格者等(会計士補を含む) 2,279名 その他専門職 753名 事務職 491名 合計 6,008名

## (3) 就任予定日

平成22年6月18日(第20回定時株主総会開催予定日)

以上

## 【別紙】

### (2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほ</u> <u>か、</u>次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>第5条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>株主総会</u></p> <p>(2) <u>取締役および取締役会</u></p> <p><u>(3) 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の</u> <u>監査役を選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役会の招集通知は、会日</u> <u>の3日前までに各監査役に対して発</u> <u>する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、こ</u> <u>の期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集</u> <u>手続きを経ることなく監査役会を開</u> <u>催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会規程)</p> <p>第30条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本</u> <u>定款のほか、監査役会で定める監査役</u> <u>会規程による。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の選任)</p> <p>第32条 <u>会計監査人は、株主総会において選任</u> <u>する。</u></p> <p>2 <u>会計監査人の選任決議は、議決権を行</u> <u>使することのできる株主の議決権の</u> <u>3分の1以上を有する株主が出席し、</u> <u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第33条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

以上